

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社ユーテック
埼玉県さいたま市西区三橋5-1834-1

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 8 年 9 月 17 日 ~ 令和 8 年 10 月 16 日 (1 ヶ月)

関東区域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

3 指名停止理由

株式会社ユーテックは、農林水産省関東農政局土地改良技術事務所発注の庁舎照明LED化工事の入札において、入札価格の入力に際し、誤って本来の金額より1桁少ない金額で入札した。その結果、入札価格が調査基準価格を下回り、低入札価格調査の対象となったが、当該入札価格では品質確保に必要な工事実施体制の確保が困難であるとして、当該調査への協力を辞退した。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内